

# 第 8 回 中央区自治協議会 会議録

開催日時	平成 28 年 11 月 25 日（金曜）午後 3 時 00 分から午後 4 時 50 分まで
会 場	市役所本館 6 階 講堂
出席者	<p><b>委員</b></p> <p>藤田委員, 田村(幸)委員, 外内委員, 浅野委員, 高橋委員, 加藤委員, 渡部委員, 本間(之)委員, 青木委員, 廣瀬委員, 川崎委員, 伊藤委員, 竹田委員, 大堀委員, 関谷委員, 三條委員, 菊地委員, 佐藤委員, 水品委員, 豊嶋委員, 本間(健)委員, 津吉委員, 津田委員, 長谷川委員, 南雲委員, 李委員, 小島委員, 井上委員, 岩田委員, 田村(勝)委員</p> <p>出席 30 名</p> <p>欠席 8 名(清水委員, 中村委員, 志賀委員, 本間(伸)委員, 杉原委員, 肥田野委員, 渡辺委員, 大坂委員)</p> <p><b>事務局</b></p> <p>【新潟市役所】都市計画課長</p> <p>【中央区役所】区長, 副区長, 区民生活課長, 健康福祉課長, 保護課長, 建設課長補佐, 東出張所長, 南出張所長, 地域課長, 地域課長補佐</p>
議 事	<p><b>1 開会</b></p> <p>○会議の成立について</p> <p>委員 38 名中 30 名出席のため, 規定により会議は成立</p> <p><b>2 議事（議長＝豊嶋会長）</b></p> <p>（1）中央区自治協議会委員の改選について（資料 議 1）</p> <p>（議 長）</p> <p>本日配付いたしました次第をご覧ください。議事が 2 点, 報告が 3 点でございます。次第に沿って進めていきたいと思いますが, 皆さまに 1 点お願いがございます。中央区自治協議会は公開の会議でもあり, 議事録を作成しておりますので, ご発言の際にはその点を考慮してご発言いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>初めに, 議事「(1) 中央区自治協議会委員の改選について」でございます。中央区自治協議会委員推薦会議座長の田村（勝）委員から説明をお願いいたします。</p> <p>（田村（勝）委員）</p> <p>委員推薦会議の田村でございます。</p> <p>11 月 9 日に委員推薦会議を開催いたしまして, 委員構成案について, それぞれ協議, 検討をし, 案としてまとめましたので, これから説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料議 1 をご覧いただきたいと思っております。前回, 区自治協議会の見直しについて協議, 検討, 承認されました全体の委員数につきましては, これまでと同様に上限の 38 名となりました。今回から公募委員の枠が 1 名以上となり, 全体の 10 パーセント以上という枠が撤廃されました。その辺りを中心に話し合いを進め</p>

させていただきました。

次に、資料の中の一番上でございますが、第1号委員につきましては小学校区単位を基本に、各コミュニティ協議会からそれぞれ委員を選出してもらっておりますが、次回も現状と同様、23名ということで意見がまとまりました。その辺のことは括弧書きで書いてございます。参照としていただきたいと思います。

次に、第2号委員を飛ばしまして第3号委員について説明させていただきたいと思います。学識経験者については、現在、新潟青陵大学の李准教授、それから新潟大学人文学部の杉原准教授、それと小島日和山小学校地域教育コーディネーターの3名からそれぞれの委員に就任いただいております。この3名の方々が今期で委員を退任されるということになっておりまして、これも引き続き新潟青陵大学、それから新潟大学、地域教育コーディネーターから1名ずつ3名をご選出いただくということになった次第でございます。

それから第5号委員につきましては、亀田郷土地改良区とJA新潟市からそれぞれ委員を選出いただいているわけでございますが、その内の亀田郷土地改良区につきましては、今まで中央区の鳥屋野出張所に事務所があったわけでございますけれども、今回、移転するために中央区から事務所がなくなるわけでございます。そのようなことで、要件を満たされなくなったということで、ここから委員の選出をすることができなくなったわけでございます。よって、この第5号委員につきましては、JA新潟市からの1名と相成りました。

それから残りの第2号委員と第4号委員についてですが、まず、第2号委員につきまして、現在、表にあるとおり6団体からそれぞれ6名の委員が選出されております。他区との比較、それから新たに地域包括ケアシステム構築に向け、全区的にメンバーに入っていただく予定の団体が三つございます。区支え合いのしくみづくり会議、それから中央区のまちづくりの分野から新潟青年会議所、それからスポーツの分野から中央区体育協会ということで、この三つの団体からそれぞれご選出をいただいて、合計9名という構成で意見としてまとめた次第でございます。

最後に、第4号委員につきましては、一区民としての意見をより広く自治協議会に反映させることを目的として委員に就任いただいておりますが、第2号委員を新たに増員したことによる調整で、最終的に2名としたところでございます。

以上の構成案についてご承認いただいた後、各団体、個人への意向確認や公募委員の募集などを行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、委員推薦会議で審議いたしました構成案につきまして、説明させていただきました。ありがとうございました。

**(議 長)**

ありがとうございました。

只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

**(廣瀬委員)**

豊照地区コミュニティ協議会の廣瀬です。

只今のご説明につきまして十分理解しているのですが、これは先月にこのような改正案が出されたと理解しています。この中で新潟市区自治協議会条例によりまして、委員の構成は上限が30人、それプラス人口10万人を超える部分について、1

万人を超えるたびに 1 名ずつ増やすという条例でございます。第 2 条で、現行の 38 名は、平成 22 年の国勢調査確報値というのですか、この時点で 18 万 537 人ということで 38 名と理解しておりますが、平成 27 年度にありました国勢調査の数値はいかがなものなのか。また、市の案内を見ますと平成 27 年は 17 万 6,952 名となっておりますが、先ほどのご説明のとおり、これは 1 名減るということになりますか。提案は 38 名ですが、規定によりますと 37 人しか選べないとなる規定でございます。それが 1 点。

もう 1 点ですが、第 2 号委員の 6 名から 9 名に増やされる理由ですが、田村委員からご説明がございましたとおり、いろいろな団体から一人ずつ選ぶということで、それはそれなりに理解できますが、その反動で、これに属さない、一般市民の代表として公募で出られた第 4 号委員が減るということは、団体以外の市政への声をどうやって生かすのか。この 2 名を減らす理由が私には分かりません。先月の説明会に任期延長というものがちらついておりました。これに付随したために増やすのかという考えが一つあるわけです。ですからここに 9 名、新しい団体が増えました。その反動で公募委員を減らすということがいかがなものかということが一つございます。確かに、従来は 10 パーセント以上を選任するものとするという項目が外れ、今回の説明では、公募によるものは必ず選任するものというように条項が変わっております。ですから選任するということが 1 名でなくてもいいわけですね。10 パーセントでなくてもいいわけです。

それで、私が提案したいのは、新潟市のほかの 7 区の人数が、中央区が 38 名、それ以外の西区等につきましては 36 名、それ以外の委員の少ないところは上限 30 名。ただ、その 30 名が全部選ばれるとは限らないと思うのです。この第 2 号委員をほかの地区はどのような配分で人数を選ばれているのか、ご存じであったら教えていただきたい。私どもから見ますと、今までは第 2 号委員は全体の 15.8 パーセントの構成比でございます。今度は 23.7 パーセントという高い構成比です。それぞれの団体が出てくるのはけっこうなのですが、公募の委員を減らさなくて、これを増やす方法はないのか。そうすると、第 1 号委員のコミュニティ協議会は確かに 22 プラス 1 で 23 名です。私が思うには、1 万名以上に 1 名という項目を 5,000 人以上にするとか、そうすれば 16 名に増えるわけです。そうすればもっと広く一般の皆さんの声を聞く場ができるのではないかということで、ご提案したいと思えます。

それからもう一つお願いしますのは、今、田村委員からございましたとおり、この案について、いつもこういう案が出るのですが、賛否を取っていないのです。これを議長採決で、議事運営の中で多数決を取ることになっているのです。今まで見てもあまり多数決を取っていない。前回、私は言いました。10 年、もう長いですと。そういうことについても、これをもって新潟市自治協議会、8 団体ですか、中央区の意見として出されるのか。それは皆さんの意見が少数だったということで却下されてあのとおりいくのか、その辺についても議長の判断をお願いしたいと思えます。

(議長)

ありがとうございました。

まず、何点かございましたので、田村委員からお話を頂いた上で。

**(田村(勝)委員)**

私ができる範囲で説明させていただきたいと思いますし、欠落する部分は関係部署から補足説明をお願いします。

区民の数はその都度動いているわけですが、私の知る範囲では、国勢調査の段階で18万人を少しオーバーしたと。それを基準に取りまして、プラス1万人に1名ずつということ、この辺は基準に合致しているかと思います。今回、直近のことになりますと、把握してございませんので、また関係部署から回答をお願いしたいと思います。

それから第4号委員の4名がなぜ2名になったのかということになりますけれども、これも私ども委員会の中でいろいろとご意見を頂いたわけでございます。私自身も感じたことなのですけれども、小論文という項目が非常に難しい関門になっているわけです。それと併せまして、次回もやりたいと自分で手を上げるわけですが、そのときにも小論文を書いて一般の公募の方と一緒にスタートラインに並ぶのです。それを委員推薦会議の皆さま方から名前を消して分からないようにして採点をして、上から取っていくという形で、非常にその選考が難しい面もありますし、なかなか応募も思うようにいかないということも聞いているところでございます。そのようなことで、いろいろとご審議を頂いたのですけれども、前段のものを優先させるとどうしても2名にならざるを得ないのかという感じもしましたので、調整ということもございませぬけれども、私から2名ということでご決定を頂いた次第でございます。

それから3番目は何でしたか。

**(廣瀬委員)**

他区の構成はどういうものなのか。西区はじめ、どういう割合で構成比になっているのか。お手元にあれば教えていただきたい。無ければまた後ほど。

**(議長)**

田村委員、事務局から詳しい説明を頂く形でよろしいでしょうか。

**(田村(勝)委員)**

私の手持ちの資料は前回出された資料でしかありませんので、これは皆さま共通でございますので、事務局から答えていただきたいと思います。

**(事務局)**

中央区地域課の長浜でございます。

今ほどの田村委員のご説明に対する若干の補足と、そのほかの項目についてお答えさせていただきます。

初めに、国勢調査の数値でございますけれども、国勢調査の数値については速報値で18万3,836人ということで、これに基づきまして、10万人を超えた部分、8万3,386人を超えておりますので、1万人に対して一人の増ということで、前回と同様に上限が38名になります。

それから質問が前後いたしますけれども、1万人以上で一人増というところを5,000人で一人増にできないかというご意見がございましたけれども、こちらは条例で決まっているものになりますので、もしそのように変えるとなれば、全市でそ

のような方針を出して議会に条例改正を出さなければならないこととなりますので、今回の改選には間に合わないこととなります。そのようなご意見があったということについては担当課にお話をさせていただきたいと思っております。

それから第2号委員の8区の割合ということでご質問があったかと思えます。順番に申し上げますと、北区が40パーセント、東区が26.7パーセント、江南区が23.3パーセント、秋葉区が30パーセント、南区が33.3パーセント、西区が30.6パーセント、西蒲区が20パーセントと、現在の第2号委員の割合はこのような状況になっております。各区もまた新年度からの改正ということで、同じようにこの割合を決めていきますので、今後どう変わるかは分かりませんが、現状ではそのような割合になっております。今現在、中央区の第2号委員が15.8パーセントということで、やはりほかの区に比べて第2号委員の割合が少ないという形になっております。委員のお話にもありましたけれども、第1号委員、コミュニティ協議会の数が中央区は他の区に比べて多いために、第1号委員の割合が必然的に高くなってしまいます。それで上限が38名と決まっています、さらにそれに加えて今まで公募が10パーセント以上という縛りがあったことから、第2号委員、いろいろな団体から参加していただきたくても、選びたくても人数の関係で選べなかったという事情がございます、今回、そこをどのように調整するか、考えるかといったところで、ほかの区を見ながら、足りないと思われる分野すべてを入れるわけにはいかないですけれども、いくつか入っていただいたらどうかということで、推薦会議でご検討いただいてこのような結果になったところでございます。

(廣瀬委員)

少し教えてください。平成27年度国勢調査確報値、18万三千いくつですか。

(事務局)

速報値で18万3,836人になります。

(廣瀬委員)

そうしますと、市で出されている統計資料の平成27年12月31日現在では17万6,952人なのですが、どちらが正しいのでしょうか。

(事務局)

そちらの数字は、恐らく住民基本台帳の数値を基にしたものでございますし、今ほど私が申し上げた数字は国勢調査を基にしたものです。

(廣瀬委員)

その国勢調査の数字を使ってやるということであれば、38人の定数になるのですか。私が今申し上げた数字が17万6,952人でございますので、1名減るのかなという点でございましたので、再度人数をお尋ねしたわけでございます。分かりました。それは十分理解しました。

それから、先ほど出ておりますように、確かに中央区はコミュニティ協議会の数が多いということで、諸団体の人数を減らさざるを得ないということでございますし、先ほど田村委員から言われているように、公募は小論文を書くなり、非常に難しい壁があると思うのです。であれば、これも提案なのですが、第2号委員であれ第1号委員でも、毎年ではなくて、交替制の委員選出方法はないのか。今、6名です。ここに新たに3団体が入ったわけですが、この3年に1回は出るわけです。

そういう出し方をすれば、全員が団体に入れると。ですからその6名の定数を1万人の1名を5,000人に下ろすことが難しいのであれば、これはまたいろいろ市と議会ともご相談いただいで決めていただくことなのですが、いずれにいたしましても、中央区はコミュニティ協議会の数が多いのです。そうしますと、どうしてもしわ寄せがこのほうへ出てくると。公募委員というのは大変大事な方々だと思うのです。できれば今のままの委員の方から留任いただいで、何とかご配慮いただくことができないのか。

非常に申しにくいのですが、私もこの会議に2年ほど出していただいでいますけれども、公募委員の方から出る意見というのは非常に多いのです。議事録を見ましても、そのほかの委員の方々の発言は非常に少ない。そういう意味では、やはりそういう、市に対してものを言える委員、提言できる方を選ぶべきではないかとご提言申し上げるのです。

これは選考委員でいろいろそういうことをおやりになったと思うのですが、そういう意味で、公募委員はできれば今の方から入っていただければ一番ベターなのでしょうけれども、非常に難しいこの枠があれば、では、どこを減らすかとなりますと、やはり一番市民の声が聞ける代表者、団体の代表と一般市民の代表はみんな意見が違ふのです。そういう意味では、公募委員を減らすべきではないというのが私の持論なのです。その辺もう一度ご再考いただいで、今日、せっかくでございませうので、私だけしゃべっていても仕方がないので、議長がこれで行くとなれば私はそれに従います。いつも申し上げていますが、採決を取ってください。全く採決なしでそのままで行っているケースが多いのです。議会ですから、みんな委員です。反対の方もいるかもしれない。それを必ず採決を取っていただいで、中央区自治協議会の総意としてこういうものを決める、決めたのだということで持ち込んでいただきたい。それをご提案いたします。

**(議 長)**

わかりました。

ほかにご意見、ご質問等ございませうか。

津吉委員、願ひします。

**(津吉委員)**

新潟市南商工振興会の津吉でございませう。

第2号委員の選出枠の中に新規ということでもちづくり、新潟青年会議所という組織が入っているのですけれども、私は以前、こちらに所属してございませうして、1996年から理事長もやらせていただいでございませうけれども、単年度制の組織でして、毎年役回りが変わる組織になります。そこから1年間自治協議会に来ていただいで、また翌年担当者が変わるとか、2年続けた場合は、全く青年会議所の中でもセクションが変わっているにもかかわらず2年間続けてこちらの自治協議会で活動するのにか。そういったすれ違いというか、単年度制ということでも、そういうことあるのにかと思います。それを考慮した上で、それでもいいというのであればお選ひいただいでございませうと思います。それが、運営上弊害があつたり、何か問題点が起きたりするようでしたら、もう一度ご考慮いただければと。元青年会議所のメンバーとしてご意見申し上げたいと思ひます。

(議 長)

今のご意見に対しまして、田村委員からご発言はございますか。

(田村(勝)委員)

答えになるかどうか分かりませんが、私の率直な意見を申し上げさせていただきます。私は任期というのはそう関係ないのではないかと。個人の向学心があるかどうか。やはり、出てきた以上は一生懸命勉強していただいて、1日も早くみんなに追いついていただければ、私は任期というのはそう問題ではないと解釈しておりますが、いかがでしょうか。

(津吉委員)

そのような見解をお持ちいただけるのは大変光栄なことだと思います。私もこの2年弱やらせてもらっていますけれども、追いつけといても、1年間やっていたことを次の年に誰かがバトンタッチされて、またゼロからと言われたら、バトンタッチされたほうも勉強しようにも追いつかないと思います。よほどこの自治協議会、中央区のことについて熱心に学びたいという人間が選出されてきたならば、田村委員の言うとおりの問題ないと思いますが、そうでない方が来た場合は、逆にそこにいるだけの存在になりかねないというのが私の率直な意見です。

私も青年会議所時代に新潟市美術館や国土交通省やいろいろな河川や何かの委員として出ていました。任期が2年とかもありました。そうすると、セクションが変わりますと全く関係なくなってしまうので、意欲も失せていく場合もあります。自分のライフワークとしてそれを捉えている人間であれば、比較的前向きに取り組んでいただけたらと思います。私のようなタイプはあまりいないと思いますが、少し組織的にどうなのかということが、私としては少し引がかかるのですが、そうではない制度を持っている団体でまちづくりをやっているところもいいのではないかと感じてご意見させていただきました。

(田村(勝)委員)

意見として承っておきます。

(議 長)

ありがとうございました。では、意見として承っておきます。

ほかにもございますか。

よろしいでしょうか。先ほど廣瀬委員から賛否を取ってほしいということですので、これは中央区自治協議会の総意として、次期自治協議会の委員の構成について賛否を問わせていただきたいと思います。まず、この提案につきまして、賛成の方、挙手をお願いいたします。

ありがとうございました。大多数でございましたので、これはご承認いただいたものとさせていただきます。

(津吉委員)

今の採決について一つご意見させていただきます。採決ということは決定事項ということになると思います。我々の総意ですよね。議論もなく、そういった時間を取らず、説明を受け、いくつかの意見を交わし、それで採決を取るというのはいかがかと私は思います。ですから、もし採決を取るような議案があるのであれば、前もって多くの議論を重ね、その中で採決を取っていただくのが正しいやり方ではな

いかと思いますので、ご意見とさせていただきます。

(議 長)

ありがとうございます。

この委員の構成につきましては、先回の自治協議会でも皆さんにご説明もありましたし、そのときにご質問等もありましたので、それと今回で2回目という形になっておりますので、この辺でご承認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

## (2) 特色ある区づくり予算に係る事業について (資料 議 2)

(議 長)

次に、議事「(2) 特色ある区づくり予算に係る事業について」でございます。担当課から説明をお願いいたします。

(事務局)

中央区総務課の中川でございます。

議事の2、説明させていただきます。資料議2、A3縦1枚、こちらをご覧ください。こちらにつきましては、平成29年度特色ある区づくり事業(案)、担当課名、事業名、事業概要、事業費を一覧にしたものでございます。こちらの事業概要につきましては、9月の自治協議会で一度ご説明させていただきました。そしてその後、10月末までにご意見を頂きたいということで、お時間を頂戴しました。

一度説明しておりますけれども、もう一度簡単にこのA3縦1枚の一覧表について説明させていただきます。新潟市の中心部に位置している中央区が魅力的で活力あふれる拠点のまちとなるべく、その実現を目指すための事業として3件、建設課1件、地域課2件の記載の3件の事業を平成29年度に予定しているものでございます。

2番目、安心してすこやかに暮らせるまちとしましては4件、健康福祉課2件、地域課1件、総務課1件ということでございます。この4件の内、5番と番号がついておりますが、健康福祉課の赤ちゃん誕生お祝い会支援事業につきましては、地域全体で子育てを支援する環境づくりを進めるため、平成29年度から新たに始める事業ということで、平成28年度の事業費、横棒を引いてありますが、新規の事業となります。

次に、裏面をめぐっていただきまして、水と緑が調和したやすらぎのあるまちにつきましては、記載の2件、建設課で行います区民協働森づくり事業、そして9番目、区民生活課のとやの物語《NEW STORY》という形で事業を考えているところで。

最後、未来につなぐ歴史・文化のまちでございますが、発酵食品産業の活性化を図る事業を含めまして、地域課の事業2件となっております。

こちらにつきましては10月3日から10月28日まで市民意見を募集したところ、1件だけご意見を頂いております。頂いたご意見につきましては、各四つの分野についてそれぞれご意見を頂いたところでございます。

概略を口頭で説明させていただきますと、一つ目、安心してすこやかに暮らせるまちについてということで、中央区のコミュニティ協議会の活性化を望むというご意見がございました。このコミュニティ協議会の活性化につきましては、ご意見を頂いた内容としては、やはり町内会が機能していないのではないかと。町内会が機能しないことで、そこを抱えているコミュニティ協議会も機能しないのではないかとというご意見でございまして、町内会の活動の実態把握をしてはどうかというご意見を頂いております。これにつきましては、我々もまだコミュニティ協議会自体は10年、町内会はその前からできたものでございますが、コミュニティ協議会につきましては交流会や研修会など、順次活性化といいますか、充足的な活動をやっておりますし、町内会につきましてもさまざまな制度を市で用意してございますので、その中で報告を受けたり、相談したりする中で、実態の把握をやっていければと考えているところでございます。

二つ目ですが、魅力的で活力あふれる拠点のまちに対して、ご意見としまして、古町通はすべて喫煙禁止区域にすべきというご意見を頂きました。これにつきましては、それぞれご意見があったということで、関係する所轄、本庁の課にご意見があったということでお伝えさせていただきました。

三つ目のご意見といたしましては、事業としては7番になっていますが、防災人材育成・地域づくり事業につきまして、中央区は昼間人口が非常に多い区だと。そうすると、区の外からも人がたくさん来られていますよね。そういった方々については、逆に言うと避難経路が分からないのではないかとというご指摘を頂いて、できれば避難所の標識を要所に立てるべきというご意見を頂きました。これにつきましては、実は、今年度、中央区の中で津波災害が発生した場合の津波等の避難所の誘導表示みたいなものを試験的に設置してみようということで考えているところでございまして、これにつきましては、今、進行形という形でございます。

最後に四つ目、みなとまち文化推進事業、裏面の11番の事業に対しまして、古町の芸妓文化を活性化させるためには環境整備が大切ですと。ついては、東堀、西堀、それから各小路の町並みの整備をもう少し統一的にやったらどうか。特に看板の統一性とか店づくりの統一性、そのようなものを提案という形で頂いたところでございます。これにつきましても、今、建設課等を含めて、例えば、東新道を石張りの道路に整備するとか、来年度に向けて地域の方々にご了解を頂きながら進めておりますが、昭和街道の道路の整備をするということを、現在、取り組んでおります。このところのハードの部分と併せて、料亭の味と芸妓の舞という辺りのソフト事業についての補助も市として支援しておりますので、ハード、ソフト、両面からやっておりますと。今申し上げたようなことを、ご提出いただいた方に回答させていただいたところでございます。

とりあえず、今、そのような状況でございまして、こちらにつきましては、今の資料議2の一覧表で整理されております事業案をまとめまして、それを平成29年度の特徴ある区づくり事業の予算案、区の素案という形で、今後新たに詳細な設計等を進めてまいりたいと考えているところでございます。

(議長)

只今の担当課の説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございますか。

津吉委員，お願いします。

(津吉委員)

度々すみません。新潟市南商工振興会の津吉でございます。

個の事業についてとやかく言う意見は持っておりませんが，2,800万円という税金を使ってやられる事業でございます。ぜひ，有効かつ結果が結びつくような事業にしていただければと思います。2,800万円，10年ためれば2億8,000万円になります。これは大変貴重な財源だと思しますので，税金ですので，いい事業にしていただけるよう，強くご意見させていただきたいと思っております。

(議 長)

ありがとうございました。

ほかにございますか。

### 3 報告

#### (1) 中央区 区ビジョンまちづくり計画の取組状況について (資料 報1)

(議 長)

次に，報告「(1) 中央区区ビジョンまちづくり計画の取組状況について」でございます。担当課から説明をお願いいたします。

(事務局)

中央区地域課でございます。

私から，中央区区ビジョンまちづくり計画の取組状況についてご説明させていただきます。資料報1をご覧ください。こちらに記載してございますとおり，この区ビジョンまちづくり計画は新潟市の総合計画，にいがた未来ビジョンの一部である区ビジョン基本方針の実現に向けた取組みを示す計画でございます。まちづくりの方針を示す基本計画，それから，その実現に向けた具体的な取組みを示す実施計画の二つで構成されております。本日は，昨年度からスタートした第1次実施計画，2年間の内の1年目の取組結果についてご報告をさせていただきます。

次のページをご覧ください。中央区区ビジョンまちづくり計画第1次実施計画，平成27年度取組結果についてでございますが，全体の状況といたしましては，上段の①に記載してありますとおり，予定していた延べ115事業に対しまして，計画どおり実施したものが97事業，一部実施が17事業，未実施が1事業となったところでございます。その下段の②「目指す区のすがた」別と記載してあるところにつきましては，全体の内訳を五つの目指す区のすがたに分類をして整理をしたものになっております。

次のページから，事業ごとの取組結果となりますので，そちらをご覧ください。今日は，事業数も多いので，一部実施もしくは未実施となった事業について簡単にご報告させていただきます。初めに，魅力的で活力あふれる拠点のまちの事業についてでございますが，事業ナンバーの2番，がんばるまちなか支援事業につきましては，空き家活用などによる店舗に対して支援をしてきたところでございますが，結果的に採択の数が目標に対してわずかに及ばなかったということで，一部実施と

なっております。次にナンバー6, 都心軸・萬代橋周辺エリア賑わい空間創造事業についてですが, こちらにつきましては, 一部事業用地の取得が難航したため, 一部実施となったところでございます。

次のページをご覧ください。事業ナンバー12, 新潟駅周辺地区の整備についてでございますが, こちらにつきましては, 目標にしていた事業進捗率にわずかに達しなかったということで, 一部実施となったところでございます。それから次のページのナンバー26, マンガ・アニメを活かしたまちづくりについては, 人気コンテンツの作品誘致などに努めたところでございますが, 結果としてマンガ・アニメ情報館, それからマンガの家の入館者数が目標に達しなかったため, 一部実施となったところでございます。

次に, 1枚めくっていただきますと, ここからは安心してすこやかに暮らせるまちの事業になります。下のページになりますけれども, ナンバー47, 児童虐待防止事業につきましては, 児童の虐待防止に向けて関係機関と調整をしながら, 実務者会議や地区連絡会などを予定どおり開催したところでございますが, 当初予定していた保護者向けの啓発講座が関係機関向けの研修会になってしまったということもありまして, 一部実施となったところでございます。それからナンバー50, 特定保健指導や健康相談事業の促進につきましては, 保健指導の参加促進を目標としているわけでございますが, 結果的に実施率が昨年度と比較して減少してしまったということで, 一部実施となったところでございます。

続きまして, 次のページでございます。事業ナンバー56, 高齢者を地域で支えるモデル事業につきましては, 協議体を設置して生活支援コーディネーターを配置するなど事業を進めてきたところでございますが, モデル事業の実施数が目標に至らなかったということから, 一部実施となったところでございます。また, 次のナンバー57, 地域包括ケア推進モデルハウス事業については, モデルハウスの拡充に至らなかったため, 一部実施となったところでございます。なお, 中央区につきましては, 当初から平成28年度の設置を予定しておりまして, 現在, 設置に向けて取り組んでいるところでございます。

次に, 1枚めくっていただきまして, 下のページになります。水と緑が調和したやすらぎのあるまちの事業になります。こちらのナンバー83, 日和山浜海岸清掃につきましては, 当日, 雷注意報が発令されて事業そのものが開催できなかったということで, 未実施となったところでございます。それから次のページを開いていただきまして, 事業ナンバー88, 緑化活動推進助成事業につきましては, 緑化を行う団体に対して花苗などの原材料などを支給しているところでございますけれども, 支給数が目標に若干至らなかったということで, 一部実施となっております。

それから下のページに行きまして, ここからは未来につなぐ歴史・文化のまちの事業になります。ナンバー90, みなとまち文化推進事業(料亭の味と芸妓の舞)につきましては, 定員に対する参加率, 実際には75パーセント程度だったわけですが, 目標はもう少し高く設定していたということで, 参加率が目標に達せず, 一部実施となっております。次のナンバー91, マンガ・アニメを活かしたまちづくりは再掲事業でございまして, 先ほどのナンバー26で説明したとおりでございます。次に, ナンバー98, 商店街内創業サポート事業につきましては, 商店街の空き

店舗を活用して創業する場合、店舗の賃借料などを支援しているところでございますが、活用件数が目標に達しなかったということで、一部実施となったところでございます。その次のナンバー99、中小企業開業資金につきましては、開業、または開業間もない中小企業への資金調達の支援ということで行っているところでございますが、新規の貸し付けの件数が目標に届かなかったため、一部実施となったところでございます。

それから1枚めくっていただきまして、上のページのナンバー104、湊町新潟花街文化を活かしたまちづくり事業につきましては、湊町の歴史や文化を生かした町並みの保全、調整に努めるとともに、魅力的な都市空間の創造を目指して、地元との勉強会ですとか白壁通りの石畳の設計などは行ったところでございますが、掘割再生や景観形成に向けたルール作りについて、地元との検討が一部進展しなかったということもあって、一部実施にとどまったところでございます。次のナンバー105、都心軸・萬代橋周辺エリア賑わい空間創造事業は、先ほどナンバー6で説明したものと同様でございます。

最後のページでございますが、ここからは区政運営の基盤に関する事業になります。ナンバー107、(仮称)国際青少年センター及び(仮称)芸術創造ファクトリー整備事業につきましては、地元の方々との意見交換、調整をやっていまして、基本構想、基本計画は策定したところでございますが、目標としていた基本設計、実施設計までに至らなかったため、一部実施となっておりますが、平成30年度の施設共用の開始に向けて、今、作業を着実に進めているところでございます。それから最後のナンバー115、SNSなどICTの活用事業につきましては、フェイスブックやツイッターなどの情報媒体を活用してイベントの情報発信などを目指して準備を進めてきたところでございますが、平成27年度中に具体的な情報発信までに至らなかったということで一部実施となっておりますが、今年度、フェイスブックを立ち上げまして、情報発信を始めたところでございます。

今ほど説明した事業以外、その他の事業については計画どおり実施をしたということになりますし、今ほど説明した一部実施もしくは未実施の事業につきましても、複数年にわたって進めている事業につきましては、最終目標に影響が出ないように、今年度引き続き取組みを進めております。また、単年度ごとの事業につきましては、今年度の目標達成に向け、徐々に取り組んでいくところでございます。今後も区ビジョン基本方針の実現に向けた取組みを引き続きしっかりと進めていきたいと思っております。私からの説明は以上でございます。

(議 長)

ありがとうございました。

只今の担当課からの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

(2) 立地適正化計画の策定について (資料 報2)

(議 長)

次に、報告「(2) 立地適正化計画の制定について」でございます。担当課から説明をお願いいたします。

**(事務局)**

都市計画課の課長をしております石井と申します。よろしくお願いいたします。

最初に、資料につきましては事前にお配りしておりますが、本日、机上に追加資料として参考資料を添付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

資料報2、新潟市立地適正化計画の策定についてご説明いたします。策定スケジュールについてですが、本計画は、本年度中の策定に向け、検討を進めております。来月下旬を予定しておりますけれども、パブリックコメントの実施を予定しております。本日は、それに先立ちまして、現時点における計画素案の概要についてご報告申し上げるものでございます。

1番、はじめにでございます。本計画は、都市再生特別措置法、これは国土交通省所管になりますが、約2年前の平成26年8月の改正によって立地適正化計画が制度化されたことを受けまして、策定するものでございます。制度といたしましては、コンパクトプラスネットワークの考え方を基に、市街化区域において望まれる都市機能を緩やかに誘導するとともに、公共交通と連動した良好な居住誘導を図ろうとするものでございます。本市では、平成20年に策定いたしました都市計画マスタープランで、国の制度改正に先駆けて、田園に包まれた多核連携型都市、新潟らしいコンパクトなまちづくりを都市づくりの方向性として示してきたところでございます。本計画では、これらを踏まえ、土地利用施策としての今後の方向性を改めて整理いたしまして、より具体的な取組方針としてまとめるものでございます。資料には記載がございませんけれども、計画につきましては5年間の計画としておりまして、策定後は調査、分析、評価を行いながら、必要に応じて計画の見直しを行ってまいります。

続いて2番、計画の概要でございます。本市の都市づくりの課題として、五つの課題を整理しております。この課題を解決するための取組方針として三つの方針を掲げ、全市的レベル、生活圏レベルと二つの理念を持ちながら取組みを進めております。こうした整理の下、本市の住まい方を考える上でのまちづくりの方針を定めまして、より具体的に取組もうと、現状の市街化区域において、本市の土地利用の考え方として、誘導区域を設定し、その誘導方策の導入方針を明示してまいります。この特措法の趣旨に添って、国ではまちづくり、福祉、子育て支援を充実するとしております。今後は国の支援制度を活用することになります。このため、今後、新たな施設整備を行う場合や新規の開発、建築の検討をする際の目安を設け、適正な土地利用を緩やかに誘導していこうとするものでございます。

裏面をご覧ください。策定スケジュールです。冒頭申し上げたとおりでございますけれども、今年度中の策定に向け、検討を重ねており、12月下旬からのパブリックコメントの実施を予定しております。その後、3月末には計画策定、公表を予定しております。

続いて、2枚目のA3の資料をご覧ください。こちらにつきましては、都市計画マスタープランで示しております多核連携型の都市構造を基に立地適正化を図るという観点から、それぞれの拠点が担う機能について再整理しております。都心周辺部

につきましては、本市の都市の象徴的な市街地として、情報や文化が創造、発信される拠点としての都市の顔としての機能強化を図ることとしております。地域拠点につきましては、各区の要衝として、地域の核の形成に努めることはもとより、まちなかの形成を図り、日常生活での人の出会いや顔が見える場としての機能強化を図ってまいります。このため、都市機能の充実を図るべきエリアとして、都心周辺部には重点エリアと機能集積エリアを、地域拠点にはまちなかエリアをそれぞれ設定することといたします。

なお、パブリックコメントを実施する計画書の素案といたしまして、本日、追加で添付させていただきました資料でございますけれども、都市機能を充実させるための方向性として、重点エリア及び機能集積エリアごとに整理しております。ポイントといたしまして、まず、都心軸についてでございますけれども、新潟駅から古町地区に連なる中心市街地を都心軸と位置づけております。また、交流軸ということでございますけれども、基本的には萬代橋を中心に信濃川の魅力を最大限に生かすことで都心の一体感を確保するという点でございます。地区別に、ポイントといたしまして、新潟駅の周辺地区につきましては、連続立体交差事業の完成などにより、その高架化に伴いまして交通ターミナルの機能の充実など、または陸の玄関口としての風格ある景観形成、また、古町地区におきましては商業・業務が一体となった中心的なまちなかとして、多様な機能の再集積を図りながら都心回帰モデルとしての機能強化を図っていくということでございます。また、白山周辺地区におきましては、都心近接型の立地特性を生かした各種サービスの効率的提供を維持ということで、広域医療、福祉、文化、教育などの高次都市機能を維持していくという基本的な考えでございます。

先ほどの資料に戻っていただきまして、A3資料の裏面をご覧ください。今ほどご説明いたしました、それぞれの拠点が担う機能や役割を発揮させるべく、現状の市街化区域内に都市機能誘導区域と居住誘導区域を設定してまいります。都市機能誘導区域は居住誘導区域の中に設定するものでありますが、新潟駅、万代、古町、万代島地区で赤色に着色したところと白山周辺地区及び新光町、美咲町地区でピンク色に着色したところとなります。なお、各区のまちなかエリアについては、現段階において都市機能誘導区域に含まれておりません。今後のまちづくりの動向を見ながら、計画の熟度など、必要に応じて設定してまいります。居住誘導区域については、薄い肌色で着色した居住を推奨するエリアといたしまして、これは現状の市街化区域から工業系の用途地域など、工業や流通など居住以外の土地利用を図る区域を除いたものでございます。さらに、この居住を推奨するエリアの内、緑色の斜線で覆われたところは、公共交通の利便性の高いエリアといたしまして、将来にわたり持続可能な都市を実現するための中心核として、その範囲を本計画上に位置づけました。また、市街化調整区域におきましても、本市独自の取組みとして、住宅などの開発、建築要件を緩和するなどを規定した条例を既に制定しておりますけれども、こうした田園集落づくりエリアと市街化区域内の各エリアが一体となった土地利用を進めようとするものでございます。本計画は、策定するとき以外で一定規模以上の開発行為や建築行為を行う場合に事前に届け出が必要となります。具体的な要件につきましては、資料最下段に記載されるとおりでございますけれども、バラ

ック住宅は届け出の対象ではございません。この届け出に関しまして、都市機能誘導区域外で別途定める誘導施設を有する建築物の開発行為や建築行為を行う場合と、居住誘導区域外で一定規模以上の住宅開発を行う場合に、それぞれ法に基づく届け出をお願いすることになります。基本的には、概ね開発とかを出していただく案件が対象になるものでございます。居住誘導区域外における届け出の要件につきましては、開発行為の場合は記載のとおりでございます。

最後に、この計画は現状の市街化区域において区域設定などを行うもので、強制的に住む場所や各種施設の立地を進めようとしたり、区域外となるエリアに立地する施設や住宅を直ちに移転させたりするというものではございません。届け出という市とのやり取りを通じ、よりきめ細かい、緩やかな土地利用の誘導を図ってまいりたいと考えております。以上、立地適正化計画の策定についての説明を終わります。

**(議 長)**

只今の担当課の説明について、何かご意見、ご質問等ございますか。

伊藤委員、お願いします。

**(伊藤委員)**

新潟地区コミュニティ協議会の伊藤でございます。

一つ提案なのですが、今のご説明を聞いていまして、私どもの分科会で、後で出てくるのですが、「拠点と賑わいのまち部会」、この2年間にわたって全く同じことを研究いたしました。それで、日曜日、フォーラムをやることにやっこぎ着けました。その中の時間と経費、ずいぶん費やしたつもりでございます。これは、この計画の中に、かなりおもしろいヒントにもなるのではないかと考えております。これだけ私どものほう、十数名でやった結果がもうそろそろ出ようとしています。それを何かの形で、少し参考だとか、そういうことをやっていただければ、少しまたおもしろいかなと思っている次第です。後日、年度内には出ると思いますので、それをご参照になっていただきたいと思う次第です。よろしくお願ひしたいと思ひます。

**(事務局)**

ありがとうございます。非常に貴重な情報ありがとうございます。私どもは持続可能な都市づくり懇談会とかそういったいろいろな場でご意見を頂きながら、今、この計画を詰めているところでございます。ぜひ、参考にさせていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

**(議 長)**

ほかにごございますか。

外内委員、お願いします。

**(外内委員)**

鏡淵小学校区コミュニティ協議会の外内です。

この資料を見ますと、重点エリア、都市機能というのは古町、駅の万代口、南口、白山周辺と挙げておられるわけですが、4の誘導区域の設定で、緑か青か分かりませんが、この区域が大事だと、先ほど課長から説明がありました。先般、新交通推進課ですか、BRTを担当しているところの説明にも、いわゆる環状型の公共交通

軸を設けたいという説明があったわけです。考え方はそうだと思うのだけれども、BRT導入と同時に、駅の北口、要するに万代口から古町を通過して市役所、県庁を通過して笹出線を南口まで行きりゅーとリンクという環状型があったわけです。それをBRT導入と同時に潰してしまったわけです。市役所で乗り換えにってしまったのです。皆さん方がよく言っている重点地域を環状型にするということが崩れてきているのではないですか。その辺、どのようにお考えでしょうか。

**(事務局)**

まず、この土地利用施策としての立地適正化計画と新潟交通戦略プランの位置づけでございます。今、委員おっしゃった都市内交通の円滑化という部分で、BRTを含めた交通施策と連携しながら、これは進めていくという考えでございます。基本的には、連携しながらこの土地利用ということで位置づけるというところでございます。

**(外内委員)**

このわずかな短い区間で乗り換えるから、年寄りみんな面倒くさいと古町に出なくなったと。前にも私は申し上げたのですけれども、せっかくのりゅーとリンクという環状型があったのになぜ市役所で切ったのか、摩訶不思議なのです。皆さん方、都市計画というのはとても大事で、後々尾を引くわけです。都市計画が崩れたから古町が衰退してきたのではないかという説もあるわけです。本当に都市計画をやるときにはしっかりした計画に基づいてやらないと、後々尾を引くのではないかと思います。BRTの推進課にもお願いしておきましたけれども、駅の北口から古町、県庁回りのりゅーとリンクは再興してもらいたいと思います。もう一度復活してもらいたいのがお願いです。よろしく申し上げます。

**(議長)**

はい、藤田委員、お願いします。

**(藤田委員)**

有明台小学校区コミュニティ協議会の藤田です。

大変遠大な将来の都市づくりの計画を聞きまして、これはすごいお金と時間がかかるなと率直に思いました。町内の役員をしていると違う感じを受けるのです。それは町内にいますと、一人住まいの老人家庭がたくさんあって、今回、消防で回ってみると、火事を出さないようにとたくさん回るとすごいのです。小学生の数よりも75歳以上の方がたくさんいて、そういう人たちを町内の役員は目を離さず見ているのです。何を言いたいかというと、若者がそれぞれ家を出ているのですが、お年寄りと一緒に住めるような都市づくり、まちづくりというか、そういうものを本当に考えてほしいと思うのです。敬老の日が来ますと100人の方にお祝いをやります。子どもは14人しかいません。約230世帯の町内で、例えば、下町（しもまち）地域も私は今回のいろいろな形で研究していて思ったのですが、どうやって下町の皆さんが元気よく明るく生きるのに、何だろうといたら、孫がいる、おじいちゃんがいるまちづくりですよ。子ども一人、猫もいないようなまちになっている。子どもたちの声が聞こえる公園、そういうものをもう一方では考えないと。派手なコンクリートのあるいは何かそういう形もけっこうですが、圧倒的部分は、本当に毎日の生活の中で大変なのです。それを行政はよく見て、将来、皆さんが希望を持

って生きていける、希望を持って学校へ子どもも孫もやれるという、そういうこともぜひ考えてほしいのです。

私もこの中の一つ、万代島で開港150周年を契機とした各種取組みというのは、非常に考えていることなので賛同するのですが、全体が悪いと言っているのではなくて、そういう生活に、本当に底辺のところをもう少し見た都市づくりであるといいなと思いました。

(議長)

ほかにございますか。

津吉委員，お願いします。

(津吉委員)

新潟市南商工振興会の津吉です。

新潟市立地適正化計画ということで、壮大なプランと本当に概略だと思えますけれども、お作りになっているということで、以前に私はこの件について、都市再生特別措置法の改正案についてご質問させていただいたことがあったかと思えます。そのときには、特に何もと、まだ検討中ですということだったのですが、早1年でこれだけのものが立派にできあがったのかなと、素晴らしいと思っております。

ただ、こんな言い方は失礼な言い方ですが、国からの補助金が出る事業だと思います。国から補助金が出るからといって、補助金を頂くために事業をされると、住んでいる市民や事業者が不便になる可能性が多く出てくるかと思えます。何を言いたいかというところの線引き一つで土地の利活用が全く変わってくるということ。住んでいる方々が、強制ではないけれども誘導だという軟らかい表現をしておりますけれども、これは長期にわたってそこに集約していくということかと思えます。それらを踏まえて、この線引きをしっかりと未来に見据えてやっていかないと、またとんでもない結果が出たまちづくりになってくるかと思えます。新潟島周辺だけではなくて、中心部から卸問屋、その他もろもろメーカーがどんどん郊外に行き、中心市街地は寂れていきました。市街化調整区域という区域の曖昧さによっても土地の利活用がかなり変わってきました。そういったことを踏まえ、都市機能誘導区域、それから住居誘導区域、これら以外にも市街化調整区域がございます。この市街化調整区域という定義、それから利活用をしっかりと定義づけ、また、ルールを作っていないと、なし崩しにこの都市機能誘導区域、居住誘導区域というものが有効に活用できなくなる可能性が多々あるかと思えます。本当に短期間で作られて素晴らしい仕事をされているとは思いますが、この線引き一つでまちは変わっていくということ。それから巻、白根、新津、亀田、葛塚等ございますけれども、これを見ていると新潟市にぶら下がっているような地域ということで、かの地域もまたそれぞれの独自の都市機能誘導区域なり居住誘導区域を作るのでしょけれども、ただ単に判で押したような形で推進されていきますと、まったくまた新潟というのはただ広い田舎の町というようになってしまおうと思えますので、しっかりと見識のある方々からご意見を伺いながら、そして市民の考えも聞きながら進めていただければと思います。意見とさせていただきます。

(議長)

ありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。

### (3) 部会からの報告について (資料 報3-1 3-2 3-3 3-4)

#### (議 長)

次に、報告「(3) 部会からの報告について」でございます。「拠点と賑わいのまち部会」から順にご報告を頂きます。報告は簡潔にお願いしたいと思います。なお、ご質問がございましたらすべての部会からの報告後にまとめてお受けしたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、「拠点と賑わいのまち部会」副座長の佐藤委員からご報告をお願いいたします。

#### ①拠点と賑わいのまち部会

##### (佐藤委員)

拠点と賑わいのまち部会、第8回目を迎えました。11月15日、クロスパル新潟306講座室で会議が開かれました。

フォーラム開催にかかわる確認事項について。フォーラム開催に当たり、以下の項目について検討、確認をいたしました。フォーラムの当日のスケジュール及び各委員の役割分担、具体的な動きについての確認をいたしました。来場者への配布物、プログラム及びアンケート内容について検討いたしました。配布物については、来場者へはプログラム、アンケート用紙を来場時にお渡しすること。アンケートを頂いたときに、フォーラム終了後、出口にて記念品をお渡しするというようにいたしました。

次の議題でございますが、会場の確認をいたしました。照明、その他の点検もいたしました。会議内容でございますが、フォーラム当日に使用する各部屋、舞台装置等の確認を行いました。

次の議題です。平成29年度自治協提案事業について話し合いました。来年度の部会提案事業について検討いたしました。なお、明後日、27日日曜日ですが、このクロスパルでフォーラムが開かれます。各委員の皆さまにおかれましては、ぜひ、ご参加いただきますようお願い申し上げます、私の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

#### (議 長)

ありがとうございました。

続きまして、「人にやさしい暮らしのまち部会」座長の田村（勝）委員からご報告をお願いいたします。

#### ②人にやさしい暮らしのまち部会

##### (田村（勝）委員)

私から、第10回「人にやさしい暮らしのまち部会」の報告をさせていただきます。11月11日、委員17名中13名の委員の出席をもって開催させていただきました。

資料の説明、これは順序が逆になることをお許しいただきたいと思います。最初に(3)から説明させていただきたいと思います。市(区)の災害時要援護者名簿の援護内容の整理についてということで、部員各位の意識統一を図るために二つの

点について整理をさせていただきました。まず、第1点につきまして、安否確認と避難勧告などの情報伝達を希望する人は、安否確認対象者といたしまししょうということです。これは端的に言うならば、この方々は75歳以上ということで、いろいろな事情を持った方ですけれども、自分自身でとりあえずすべてのことができますということをここに訴えておりますので、これは一般の方々と一緒にしまししょうということでございます。

それから避難所までの付き添い、搬送を希望する人は、分かりやすく避難所までの搬送対象者としようということで、要援護者だとか支援者という、非常に難しい文言を使っておりますけれども、これを簡単に区分けまじょうと。そのほうが皆さん分かりやすいでしょうということで、この点について、まず、意識統一をさせていただいたところでは。

逆になりますけれども、(2) 安否確認と避難所までの搬送についてということで、第1の安否確認については、自治・町内会全世帯を対象としまししょうと。その確認は班長、組長から確認をしていただいて、報告をしてもらう。これはもちろん自治・町内会の会長へということでございます。それから避難所までの搬送につきましては、各自治・町内会で担当と協力者を選任して、事あるときには避難所まで搬送してもらいまじょうという形で整理させていただいたところでございます。

それに基づいて、1班、2班で協議をしていただいたわけでございますが、その辺のポイントを一覧表に整理し、それをまた図式化して皆さん方にご案内を申し上げていく予定になっております。この表ができると必然的に全町内の会員が網羅されますので、緊急連絡網としても活用できるという仕組みになっております。

これを実現するためには、どうしても市、区から改善を頂かなければならない点が2点ございます。これは前回の本会議でも若干触れさせていただきましたが、ここできちんとした形で報告、説明をさせていただきたいと思ひます。これは3としまして、市、区へのお願い事項についてでございます。支援体制確立のために、それぞれの自治・町内会の作業の軽減あるいは効率化を図るためにどうしても必要な事項になってきますので、よくその辺を後ほどお願いいたしますけれども、ご検討いただきたい。その1として、災害時要援護者名簿、個人名簿と一覧表とあります。それと災害時要援護者避難支援マニュアルが3点セットになって各自治・町内会に送付されるわけでございますけれども、現在、中央区には512の自治・町内会がござひますが、その内の75は、自主防災組織未結成のためにこの資料が送付されておひりません。いろいろとアンケートの内容を調査しますとやはりそれぞれ皆さん方、災害に対しての不安をたくさん抱えておひります。ですから、啓発という観点に立ってもこの75には全部資料を送付していただきたいということでございます。

それから2番目になりますが、新潟市災害時要援護者名簿の登録申請書が一番基本になるわけですが、その中に緊急連絡先と特記事項について、それぞれ援護を希望される方、記入をしてくださいということです。ところが、これについては民生委員の方までは内容がストレートにつながっておりますけれども、自治、それから町内会の責任者へは、この体制づくりに当たって自分たちで緊急連絡先、特記事項を聞き取り調査して体制づくりをしてくださいということになっているわけでは。これはプライバシーがあるからということになっていると思ひますけれども、基に

なる申請には、それぞれ公開しますと文言がうたってあるわけです。これはどこまで公開していいかという議論的になりますけれども、私どもの解釈では班長まで、それで10年、班長が大体1年で変わることになっていますので、10年経てば大体皆さんに知れ渡ることであろうと。ですから遅かれ早かれ知るところでございますので、この辺はやはりきちんと公開していただければ体制づくりが軽減化されますし、簡易化されると感じております。何よりもまた民生委員の方々とコミュニケーションが図られて、一層この体制づくりに拍車がかかることが期待できるのではないかとということで、2点、改善をお願いしたいと考えております。

特に、以前、伊藤委員から、誠意を持って皆さんに対応すれば必ず受け入れていただけるとのご意見もございました。私も6年前にこの体制づくりをマニュアルに基づいて作成いたしました。そのようなことを肝に銘じながら、この辺を改善していただくとよりスムーズに体制づくりができるのではないかと感じている次第でございます。なお、また外内委員からも発言がありましたけれども、人が作った決まり事を人がなぜ変えられないのか。よく、条例があるとか規約があつてなかなか前に進まないというご意見を皆さん方から頂くのですけれども、人が作ったものを提案に基づいていい方向に持っていくというのに、なぜ変えられないのか。これは本当に常日ごろ感じているところでございます。今後、3ヵ月、4ヵ月の内に関係部署とそれぞれ協議をしていく予定になっております。幸いに4月、5月の勉強会のときに10年経過した中でこの辺の要領を見直す必要があるということで、検討部会を立ち上げたという話を聞いております。ただ、中間の報告が全くない。これはこれとしていいのですけれども、その検討会の中でどういう方向付けがなされているのかお聞かせいただきたいと思ひますし、なお、先ほども話がありましたとおり、特に私ども末端において、こういう作業を進めなければならないということで、みんな頑張っております。その辺、配慮いただいて、英断を下していただければと考えております。報告と併せて要望もございました。少し長くなりましたが、以上でございます。

(議長)

ありがとうございました。

続きまして、「水辺とみなとのまち部会」座長の藤田委員からご報告をお願いいたします。

### ③水辺とみなとのまち部会

(藤田委員)

11月17日に開きました。経過と座長挨拶を兼ねて私から、経過報告では、夏休みにやった「訪ねよう！北前船物語」というイベントについて、それぞれ西大畑コース、日和山コース、沼垂発酵コースについて皆さんから書いてある10月26日あるいは10月27日にそれぞれ集まっていたいて、その報告書の作成に取りかかりました。

17日の会議の内容は、一つ、平成29年度自治協議会提案事業について、事務局からご報告があり、それについて全委員から募集した提案事業の案について、「水辺とみなとのまち部会」としてどうするかということを検討いたしました。ある程度の線は出ましたが、当時、3名の委員の欠席と次の年度の皆さんの考え方も必要な

わけですから、これを決めてコンプリートするわけにはいかないということであり  
ます。ある線を決めて出ましたという程度で留めていただきたいと思います。

2番目、報告書の作成についてさらに精査しました。編集のレイアウトは、3コー  
ス別に報告書を作成します。そして1冊の報告書にするというのが一つ。内容は、  
事業経過報告と評価文書をきちんと入れる。A4が2ページくらいになる予定になっ  
ております。実施要項と訪問記録も大体2ページくらいになると思います。記録写  
真1枚と考えていますが、場合によっては2枚です。資料として添付する、あるいは  
挿入するものですが、参加者アンケート調査結果は、児童分と保護者分がありますが  
どちらもきちんとそれを入れます。それから募集広告をかけた中央区だより、6  
月19日付の掲載を挿入します。案内チラシ、青刷りのものを入れます。参加者に渡  
した葉、マップを入れるという形でもって概略が決まりました。最後の詰めは、3  
名の制作プロジェクトで決めて、編集作業をフィニッシュにしたいと思います。完  
成を12月中旬、または12月中にしたいと思います。

3番目、今後についてですが、上記の報告書を完成した上で、下町地域4コミュニ  
ティ協議会の代表の皆さん及びまちづくり団体の代表の皆さんにお集まりいただい  
て報告会を開催します。日には、来年の1月19日を予定しております。市役所で  
開きたいと思います。以上で報告を終わります。

(議 長)

ありがとうございました。

続きまして、「中央区自治協議会だより編集部会」副座長の関谷委員からお願い  
したいと思います。

#### ④中央区自治協議会だより編集部会

(関谷委員)

座長は急用がありまして出かけたので、代わりに私から報告させていただきます。

第4回「中央区自治協議会だより編集部会」会議概要を申し上げます。会場とか  
出欠は省かせていただきます。議題は、自治協議会だより第15号の紙面・内容確認  
と次回発行日程と記事内容についてでした。自治協議会だよりの第15号、11月20日  
に発行いたしまして、その紙面についてと構成と内容の確認を行いました。また、  
次回の部会開催について、3月発行予定の第1週なのですけれども、そのスケジュー  
ル調整と掲載する内容について議論され、2年間の締めくくりの構成にしていく予  
定としています。以上、報告を終わります。

(議 長)

ありがとうございました。

只今、部会からの報告がございました。何かご意見、ご質問等ございますか。  
よろしいでしょうか。

## 4 その他

(議 長)

続きまして、4、その他に入りたいと思います。長谷川委員からお話があるとい

うことですので、お願いいたします。

**(長谷川委員)**

新潟市中央区社会福祉協議会の長谷川でございます。

中央区社会福祉協議会は、従来、地域の福祉課題に取り組んでまいりました。その課題の中で、平成23年度より取り組んでおりますのが、いわゆるごみ屋敷問題でございます。様々な理由から、家の中や屋敷内でごみをためてしまい、生活に支障が生じている方々への支援です。取り組む中で、現場で直面している課題に対し、ぜひ、多くの方々から関心を寄せていただきたいということで、今回、自治協議会の場で説明の機会を頂きました。詳しいことは、現場でこの支援にかかわっております社会福祉協議会の秋山職員より説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**(中央区社会福祉協議会)**

中央区社会福祉協議会でコミュニティ・ソーシャルワーカーの仕事をしております秋山と申します。よろしくお願いいたします。

本日、皆さまにお配りいたしました資料他1をご覧ください。今日はこの資料のご案内にありますとおり、自治協議会の委員の皆さまに12月12日に当会が開催します地域福祉ネットワーク会議へのご案内をさせていただきたく、この場をお借りして説明するお時間を頂くことになりました。

ご案内の経緯については、この案内文書の次につけております中央区社協からの地域福祉ネットワーク会議のご案内についてということで、説明した資料がついておりますので、こちらをご覧くださいと思います。初めに、地域福祉ネットワーク会議とはどんなものかについてのご説明ですが、この会議は、当会が平成22年度から取り組んできた事業の一つです。様々な福祉関係の専門職の方と地域の方々が日々直面しているような福祉的な問題について話し合うほか、地域の課題を明らかにしていく場として開催しているものでございます。毎年、様々な制度の狭間にあるような問題が話し合われてきております。

次に、ごみ屋敷支援ガイドラインの作成の経緯ということでご説明申し上げます。平成26年にいわゆるごみ屋敷、ごみをため込んでしまって困っている方々に関する相談がたくさん中央区社会福祉協議会に寄せられるようになりました。同時に、他の福祉専門職の方々からも、たくさんごみをため込んでしまった方の支援では毎回とても苦勞するというので、支援の流れの整理や、一定の相談窓口があるとありがたいというご相談もたくさん上がってきました。中央区社会福祉協議会では、こういったごみをたくさんため込んでしまって生活に支障を来していたり、ご近所の方々の苦情につながっていたりする方の支援を行うために、支援ガイドラインというものを作成いたしました。このとき、このガイドラインを作成するためのアンケート調査をしたり、また、このガイドライン案を検討したりする場ということで、地域福祉ネットワーク会議の場を使って行ったということでございます。

ガイドラインについては、皆さまにお配りした案内と一緒につけてございますが、一番後ろにA4両面刷りのものがガイドラインとなっております。これについては、平成27年度から運用を開始しております。

次に、中央区内でこうしたごみをため込んでいる方々の現状についてですけ

れども、その次の3番に書いてございます。ここで言ういわゆるごみ屋敷という言葉がいいかどうかという議論もあるのですが、ごみ屋敷というのは、テレビなどで見かけるような、家の外までごみがあふれているような状況のものもありますし、家の中とかアパートの中が片付けられなくてごみだらけになっていて足の踏み場がないといったようなものまで、様々な状況のものを指しております。私たちが実際にかかわる中でも、家の外までごみや物があふれているような方は実際には少なく、多いのは、家の中、敷地内、アパートの中にごみが積み上がっていて生活スペースが無いといったような方が多くいらっしゃいます。また、そうした方は外に出てこないということから、発見が遅くなってしまいがちです。皆さまの身近にも、もしかしたら家の中がごみだらけでごみの中で生活しているような方は意外に多くいらっしゃるのかもしれないと思っています。

この表にありますのが、中央区内で私たち社会福祉協議会にご相談があった件数です。ほかにも、地域包括支援センターですとか障がい者の相談センター等には、私どものところに来ないようなご相談もありますので、この件数だけではないと思うのですが、11月現在で相談件数の総数が27件となっております。地区ごとの件数は対象年齢ごとの件数、また性別や世帯状況で分けてまとめております。表が隣同士くっついて見にくいかと思いますが、縦で分かれていますので、ご確認いただければと思います。

最後に、このネットワーク会議に自治協議会委員の皆さまのご参加を依頼する理由について書いてございます。ここに書いてありますとおり、ガイドライン作成のための会議も合わせますと、こういったごみをためてしまうような方々の支援について検討するのは今年度で3年目に入っております。それでもやはり、現場の人が頭を寄せ合って知恵を出し合っても解決が難しい問題がありまして、そうした問題について解決していくには、より多くの方々に関心を持ってもらって、このことについて話し合うような場がもっと必要なのではないかという理由ですとか、また、もう一つは、こういった方々の支援について、私と同じ社会福祉協議会のコミュニティ・ソーシャルワーカーという職種を置いている市町村はほかにもあるのですが、そういった先進地もありますけれども、先進地にあるような解決のための仕組みが新潟市にはまだありません。そうした仕組みを中央区で、またひいては新潟市全体で持つことができたらという思いがありまして、それにも多くの方々の関心を得ることが必要ではないかということです。また、自治協議会では地域の課題を検討する場として、これまでもいろいろな検討課題について話し合われてきていることから、今回の、私どもが直面している問題につきましても、ぜひ、関心を寄せていただきまして、皆さまのお力をお借りしたいと思っています。

以上がこの場で皆さまにご案内したことの説明ですけれども、本日、もし、ご都合が合いまして来てもいいということで関心をお持ちの委員の方がいらっしゃいましたら、ぜひ、社会福祉協議会でお申し込みの電話をお待ちしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。

只今のお話につきまして、何かご意見、ご質問等ございますか。

大堀委員，お願いします。

**(大堀委員)**

浜浦小学校区コミュニティ協議会の大堀でございます。

実は，私の町内会，信濃町2区自治会と申しますけれども，今年の8月，孤独死の方が一名おりました。ここにごみ屋敷という言葉が出ておりますけれども，その方も準ごみ屋敷の方です。この方がいつ亡くなられたのか定かではないですが，発見されたのが8月末頃でございました。どなたが見つけたかという，郵便物配達郵便局員の人と新聞配達の人で，あまりにも物がたまっているということで，中へ入ったら亡くなっていたということです。

今，お聞きしたいのは，その方の家のその後なのですけれども，小さいですけれども庭があったり蔭があったりします。夏を過ぎまして9月末頃になり，とても繁茂しました。勝手に町内で結果的には切らせていただきましたが，そこの方に連絡をする娘さんがいらっしゃるのです。ところが，隣の方が葬式といいますか，それを出すときにお会いしたので連絡先その他を聞いたのですが，一切教えてくれないと。そういうときには我々はどこへ，地域包括支援センターへ聞けばいいのか，教えてもらえるのかどうか。先ほど話しましたように，屋敷が藪になったものを町内で勝手にカットいたしました。そういうことについても，孤独死されるような老人の方の連絡する娘さんが，我々あるいは隣の人にも，電話はどちらでしょうかと聞いても教えてくれないのです。こういうときはどこへどのように。地域包括支援センターはどうなのですか。もし，その辺を知っておりましたら教えてください。今，その家は空き家になっておまして，玄関の扉も開きます。そういう場合はどこで教えてもらえるのかどうか，聞かせてください。

**(中央区社会福祉協議会)**

亡くなられた後の始末というか，そういったことでのご相談かと思うのですが，多分，個別のケースで対応の方法は異なるかと思っておりますので，こういった方法がいいのではないかという決まった方法は今のところ無いと思っております。個別に今のお話を後ほど社会福祉協議会にご連絡いただければ，何かしらの私どものアイデアでうまくいくものがあるとお話しできるかと思っております。

**(大堀委員)**

では，その辺そちらへ。

それから次のページ，27年4月から28年11月現在までの中央区社協で相談を受け付けた件数と状況という一覧がございますが，その中の浜浦のところを見ておきますと，件数が2で，60代で件数が2，高齢独居と書いてある，閑屋のところは件数1，70代7と書いてあるものは，例えば，浜浦は二人の方が1回ずつ相談して2ということなのですか。

**(中央区社会福祉協議会)**

表の作りがくっついていて分かりづらいのですが，縦に見ていただきまして，地区ごとの隣が件数，ここで一旦切れますので，浜浦の2件と60代の2件は全然つながりはないです。見づらい表で申し訳ありませんでした。

**(大堀委員)**

分かりました。

(議 長)

李委員, お願いします。

(李委員)

新潟青陵大学の李と申します。

実は, 私は先週, 今日説明していただいた秋山さんと本学の学生8人でしたか, 某地区のごみ屋敷片付けの支援に行っていました。やはり想像以上なのです, におい等。ごみの片付けをやったのですが, これは個人の問題でもありながら, 地域の大きな課題ではないかと思いました。そういう状態に至るまで地域とのかかわりというか, そういう部分でも地域の方々も責任があるのではないかと思うのですが, 誰の責任というよりも, 2年前からかかわらせていただいたのですが, そのときよりも件数が増えていて驚いたのですが, 潜在的なニーズを除いても, 今, このくらいの件数だったらごみ屋敷のない中央区を目指して, 行政あるいは社会福祉協議会, あるいはコミュニティ協議会, 地域住民と力を合わせれば必ず対応できる課題だと思います。あと, 地元の新潟青陵大学の学生も, いつでも出動できるように待機しておりますので, 声をかけていただければ, ボランティアで参加させていただきたいと思います。この課題, まずはネットワーク会議にご参加いただいて, 地域の課題を出していただきながら, 協力体制づくりをしていただければと思います。意見です。

(議 長)

関谷委員, お願いします。

(関谷委員)

万代地域コミュニティ協議会の関谷です。

私も古紙回収をしまして, 町内を回っていて, 今まで気がつかなかったのですけれども, 家の中から外には出ていないごみなのです。私はこの前, ようやくその方の玄関先まで入ることができまして, 新聞をきちんとくるんでいなかったの, 荷造りして出すという形のときに, 家の中へ, 玄関先なのですけれども, 入ってみたらすごいごみ屋敷でした。驚いて, つい, 片付けるのを手伝いますと言ったのです。そうしたら, まだ大丈夫というのです。そういったことの対応も相談に乗っていただけるのでしょうか。

(中央区社会福祉協議会)

はい。

(関谷委員)

では, 今度お伺いしますので, よろしく申し上げます。以上です。

(議 長)

ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

大堀委員, どうぞ。

(大堀委員)

浜浦小学校区コミュニティ協議会の大堀でございます。

昨日, 浜浦小学校区コミュニティ協議会で会議がございまして, ぜひ, これだけ

聞いておいてくださいという要望がありました。今、新潟駅前、それから新潟駅に関していろいろ工事が始まっております。昔、あのところに裸婦像がございまして、あれが制作されたのが関屋本村中心の金子先生がお造りになった銅像なのですが、我が地域の先生がお造りになった銅像は、今、どこに行っているのだと。もし、どこかの倉庫か何かに保管してあるのであれば、わが町内に返していただけないかと。これをぜひ、要望したいと思いますが、どこへお願いしたらよろしいでしょうか。関屋本村の金子先生。奥さんがお医者さんでございました。それを里帰りさせてくれという強い要望でございます。よろしく申し上げます。

(議 長)

今の段階で分かりますか。

それでは、調べていただいて、次回のときに報告させていただく形でもよろしいでしょうか。

(大堀委員)

よろしく申し上げます。ぜひ、里帰りさせてください。

(議 長)

では、よろしくお願いいたします。

(事務局)

大堀委員に個別にお伝えします。

(議 長)

個別に。では、急いさほうがよろしいと思いますので、個別に大堀委員にお願いいたします。

ありがとうございました。

以上で、本日予定されておりました議事はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成28年度第8回中央区自治協議会を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

事務局から事務連絡をお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

私から3点、事務連絡をさせていただきます。まず1点目ですけれども、地域ミーティングについてです。来月18日曜日に市長が市の主要な施策を地域の皆さまに説明するとともに意見交換を行う地域ミーティングを開催いたします。中央区自治協議会委員の皆さまへは事前に開催の案内をお送りしておりますが、12月2日が参加連絡の締め切りとなっておりますので、まだ連絡を出されていない方につきましては、参加連絡票のご提出をお願いしたいと思います。また、当日は中学校区単位ごとに3回の開催に分かれておりますので、お間違えのないようお願いしたいと思います。

続きまして、教育ミーティングについてですが、以前にもお知らせしておりますとおり、来月16日は自治協議会の前に第2回中央区教育ミーティングの開催を予定してございます。会場は自治協議会と同じくここ6階講堂で開催時間は午後1時から概ね1時間30分程度、2時半くらいまでを予定しております。出席を予定されています委員の皆さまにつきましては、この時間にお集まりいただきたいと思いますの

	<p>で、よろしくお願いいたします。</p> <p>最後に、次回の開催日程についてご連絡いたします。次回は12月16日金曜日午後3時から開催させていただきます。会場は本日と同じ市役所本館6階講堂でございます。</p> <p>以上でございます。本日は、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。</p> <p><b>5 閉会</b></p>
傍聴者	3名
報道機関	1社